

第8回 伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 令和5年8月3日(木)
開会 15時00分
閉会 15時40分
2. 場 所 市役所 大会議室
3. 出 席 12名
4. 欠 席 2名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	西山 哲	○	8	松永 久美子	○
2	山口 光壽	○	9	湊上 幸雄	○
3	岩橋 重幸	○	10	黒川 博隆	○
4	古藤 大助	○	11	副島 敏和	○
5	中島 一男	○	12	前田 勉	○
6	岩永 純一	○	13	田中 平市	欠
7	木須 治紀	欠	14	梶原 賢治	○

議事録署名者 3番 岩橋 重幸

12番 前田 勉

5. 事務局職員

職名	氏 名	職名	氏 名
事務局長	松尾 省吾	農地係長	末吉 亜紀
書 記	池田 靖	書 記	江口 隆星

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

議案第 3 3 号	農地法第 5 条の申請について
議案第 3 4 号	農地法第 4 条の申請について
議案第 3 5 号	農地法第 3 条の申請について
議案第 3 6 号	農用地利用集積計画 [農業経営基盤強化促進事業]について

8. 報告事項

報告第 1 9 号	農地法第 1 8 条第 6 項通知の受理について
報告第 2 0 号	農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について

9. 連絡事項

なし

<p>議長</p>	<p>みなさん、こんにちは。</p> <p>それでは、ただいまより第8回農業委員会会議を開会します。 本日の欠席者は7番 木須 治紀委員と13番 田中 平市委員です。</p> <p>次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。 今回は3番 岩橋 重幸委員、12番 前田 勉委員です。 事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、4つです。</p> <table border="0"> <tr> <td>議案第33号</td> <td>農地法第5条の申請について</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>議案第34号</td> <td>農地法第4条の申請について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第35号</td> <td>農地法第3条の申請について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第36号</td> <td>農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td> 利用権設定 通年</td> <td>9件</td> </tr> <tr> <td></td> <td> 農地中間管理事業</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td></td> <td> 公社への売渡</td> <td>1件</td> </tr> </table> <p>また、報告事項は、2つです。</p> <table border="0"> <tr> <td>報告第19号</td> <td>農地法第18条第6項通知の受理について</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>報告第20号</td> <td>農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について</td> <td>1件</td> </tr> </table> <p>となっております。</p> <p>それでは、議事に入ります。 議案第33号 農地法第5条の申請について、事務局から説明をお願いします。</p>	議案第33号	農地法第5条の申請について	5件	議案第34号	農地法第4条の申請について	1件	議案第35号	農地法第3条の申請について	1件	議案第36号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について			利用権設定 通年	9件		農地中間管理事業	1件		公社への売渡	1件	報告第19号	農地法第18条第6項通知の受理について	4件	報告第20号	農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について	1件
議案第33号	農地法第5条の申請について	5件																										
議案第34号	農地法第4条の申請について	1件																										
議案第35号	農地法第3条の申請について	1件																										
議案第36号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について																											
	利用権設定 通年	9件																										
	農地中間管理事業	1件																										
	公社への売渡	1件																										
報告第19号	農地法第18条第6項通知の受理について	4件																										
報告第20号	農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について	1件																										
<p>事務局</p>	<p>議案第33号 34番についてご説明します。 議案は1ページになります。 図面は1ページから7ページです。 申請地は〇〇〇〇地区です。 譲受人が共同住宅建設をするための申請です。 農地区分は第3種農地。 許可基準としましては、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案は1ページ、35番になります。 図面は8ページから12ページです。 申請地は〇〇〇〇地区です。</p>																											

事務局	<p>譲受人が共同住宅建設をするための申請です。 農地区分は第3種農地。 許可基準としましては、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案は2ページ、36番になります。 図面は13ページから19ページです。 申請地は〇〇〇〇地区です。 譲受人が共同住宅建設をするための申請です。 農地区分は第3種農地。 許可基準としましては、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案は2ページ、37番になります。 図面は20ページから22ページです。 申請地は〇〇〇〇地区です。 譲受人が庭として利用するための申請です。 なお、許可を受けずに〇〇〇頃に庭として利用していたとして始末書が添付されています。 農地区分は第2種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案は2ページ、38番になります。 図面は23ページから32ページです。 申請地は〇〇〇〇地区です。 借受人が一般住宅建設をするための申請です。 農地区分は第2種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第33号 については以上5件です。</p>
議長	それでは34番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	ここは畑に共同住宅を7棟建設されるということでの申請になります。排水、雨水は現状の道に流し込むということで聞いております。区長さん、生産組合長さんの印もあり、問題ないものと思っております。以上です。
議長	34番について、御意見、御質問はございませんか。
〇番委員	大雨が降ると、側溝に柵をしないと溢れるのでは。
事務局	問題がないか確認します。

議長	他に御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、続きまして、35番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	ここはアパートを2棟建築するそうです。雨水関係も十分に確認してあるとのことなので問題ないものと思います。区長さん、生産組合長さんの印も揃っておりましたので、私も押印しました。以上です。
議長	35番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、続きまして、36番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	畑地を共同住宅にするそうです。ここも区長さん、生産組合長さんの印をもらっておりましたし、問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。
議長	36番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、続きまして、37番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	場所は、別に問題ないところです。区長さん、生産組合長さんの印もありました。ご審議よろしくをお願いします。
議長	37番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、続きまして、38番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	息子さんが畑に家を建てるとの申請です。見に行きましたら別に問題はないところです。雨水も排水もあり問題ないと思います。区長さん、生産組合長さんの印もありました。ご審議よろしくをお願いします。
議長	38番について、御意見、御質問はございませんか。
○番委員	貸付人と借受人は親子ですか。
担当委員	親子です。
議長	他に御意見、御質問はございませんか。

議長	<p><なし></p> <p>特に無いようですので、農地法第5条の申請5件については承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第34号 農地法第4条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第34号 について説明します。</p> <p>議案第34号 10番についてご説明します。 議案は3ページになります。 図面は33ページから36ページです。 申請地は〇〇〇〇地区です。 申請人が牛舎及び農業資材置場及び堆肥舎として利用するための申請です。 なお、許可を受けずに〇〇〇頃に牛舎及び農業資材置場及び堆肥舎として利用していたとして始末書が添付されています。 農地区分は農用地区域内農地。 許可基準としましては、用途区分の変更に該当します。 議案第34号 については以上1件です。</p>
議長	<p>10番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>結構前にされていたと思います。現地を見ましたが、排水等問題ありませんでした。区長さん、生産組合長さんの印もありました。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>10番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、農地法第4条の申請1件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第35号 農地法第3条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第35号 1件について御説明いたします。</p> <p>議案は4ページになります。 申請事由や経営状況を掲げております。 全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作</p>

事務局	<p>業常時従事要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>議案第35号 については以上1件です。</p>
議長	<p>議案第35号 について議案の4ページを見ていただき、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、議案第35号 農地法第3条の申請については許可といたします。</p> <p>続きまして、議案第36号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年9件について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第36号 利用権設定の通年について御説明します。</p> <p>議案の5ページから6ページに明細書を、7ページから11ページに農用地利用集積計画書を掲げております。</p> <p>借受人が6名、貸付人が9名で、面積は田が11,541㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。</p> <p>議案第36号 利用権設定の通年については以上です。</p>
議長	<p>議案第36号 農用地利用集積計画 [農業経営基盤強化促進事業] の利用権設定の通年について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、議案第36号 農用地利用集積計画 [農業経営基盤強化促進事業] の利用権設定の通年については申し出のとおりに決定します。</p> <p>続きまして、議案第36号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業] 農地中間管理事業（集積計画一括方式）について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第36号 農地中間管理事業について御説明いたします。</p> <p>議案の12ページに明細書を、13ページに農用地利用集積計画書を掲げております。</p> <p>貸付人から公社、公社から借受人への利用権設定となっています。</p>

事務局	<p>畑が2, 993㎡、貸付人1名、借受人1名となっております。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。</p> <p>議案第36号 農地中間管理事業については以上1件です。</p>
議長	<p>議案第36号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕農地中間管理事業（集積計画一括方式）1件について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、議案第36号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕農地中間管理事業（集積計画一括方式）1件については申し出のとおりに決定します。</p> <p>続きまして、議案第36号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕公社への売渡について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第36号 公社への売渡について、御説明します。</p> <p>議案の14ページに明細書を、15ページに農用地利用集積計画書を掲げております。</p> <p>こちらは7月の委員会であっせん委員を決定した件について、あっせん調整が成立しましたので、今回、まずは農業公社へ売り渡す内容となっております。田が3筆、田が3, 363㎡となっております。</p> <p>議案第36号 公社への売渡については以上です。</p>
議長	<p>農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕公社への売渡について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、議案第36号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕公社への売渡については申し出のとおりに決定します。</p> <p>議案についての審議は以上になります。</p> <p>続きまして、報告事項に移ります。</p> <p>報告第19号 農地法第18条第6項通知の受理について事務局より報告をお願いします。</p>

事務局	<p>報告第19号 について御説明します。 議案は16ページになります。</p> <p>4件受理しており、解約の事由、通知の内容については記載のとおりです。</p> <p>報告第19号 については以上です。</p>
議長	<p>報告第19号 農地法第18条第6項通知の受理について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、報告第20号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第20号 について御説明いたします。 議案は、17ページになります。</p> <p>1番については農地パトロールにて非農地相当としていましたが、所有者が市内在住でないなどの理由で非農地判断についての事前通知を行っておりませんでした。</p> <p>今回、農地の所有者より非農地についての申し出がありましたので、当該農地を非農地と判断するとして報告しております。</p> <p>報告第20号 についての説明は以上です。</p>
議長	<p>報告第20号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、これで報告事項を終了します。</p> <p>これで第8回農業委員会会議を閉会します。</p>

議事録署名者

令和 年 月 日

議 長 _____

令和 年 月 日

_____ 番

令和 年 月 日

_____ 番